

## 藤井大輔委員の質疑及び答弁

井上副委員長 藤井委員。あなたの持ち時間は60分であります。

藤井委員 藤井大輔でございます。

本定例会も大詰めを迎えております。最終ランナーである宮本委員にしっかりバトンをつなぐように、早速質問に入りたいと思います。

まずは、将来の負の遺産にならないよう公共施設をどう検討しているかということについてです。

副委員長、資料揭示の許可をお願いいたします。

井上副委員長 許可いたします。

藤井委員 こちらの資料になります。

これは、富山県の公共施設等総合管理方針で示されました県有施設の老朽化状況であります。縦軸は延べ床面積になっております。これを見ると、やはり昭和の高度成長期やバブル期に県有施設がたくさん建設されたことが分かります。特に1970年以前に建設されたもの、私が生まれる前ですね、これは50年以上経過しておりまして、施設の更新や長寿命化が必要となっております。

これに伴い、富山県公共施設等総合管理方針では、令和4年度から30年間で施設整備の更新を含めた維持管理費、いわゆる事後保全型の維持管理の場合ですが、1兆5,000億円以上の予算が必要だと試算されております。

それに加えて、今後10年間で整備される予定の県施設は、富山県武道館が91億円、高岡テクノドームが46億円、新川こども施設が28億円で、この大型3施設で約170億円、あと県立大学の新学部棟が

約30億円、それと再編される警察署、あと富山児童相談所の2拠点化については、整備費は未定であります。確定しているものだけでも総額200億円、未定のものを加えれば300億円以上になるのではと私は推測しているわけです。

県管理の公共施設やインフラの維持管理は、県民の生活を支える上で非常に重要なものであります。

また、新設の公共施設の整備費等が与える県財政への影響についてどうなのか、南里経営管理部長にお尋ねいたします。

**南里経営管理部長** 県の公共施設の建物は、築50年以上が21%、30年以上が67%を占め、インフラ施設の老朽化が進んでおります。

公共施設等総合管理方針では、これら公共施設等の今後30年間の維持管理費は、長寿命化対策を講じず耐用年数ごとに更新した場合は約1.5兆円、年514億円、長寿命化対策を講じて耐用年数を超えて使用する場合でも約9,000億円、年299億円が必要だとしております。

現在、施設の更新整備費用は年279億円であります。今後、これまで以上に県財政への負担が大きくなるものと考えております。

一方、新しい大型施設の整備につきましても、多額の財政負担を伴うことになり、また、今後、高齢化の進展等により社会保障関係費が増加するとともに、公債費が高い水準で推移するほか、新たな財政需要として、子供政策の充実や地域公共交通の維持確保などの歳出増が見込まれることもあることから、引き続き、県債残高への影響、金利の動向に十分留意していく必要があります。

また、今後の公共施設等の維持管理につきましても、長寿命化などのファシリティーマネジメントに努めていくとともに、人口減少社会、技術人材の確保の観点からも保有総量の適正化を見極め、効

果的、効率的な維持管理を行ってまいります。

施設整備につきましては、運営も含めて、引き続き民間事業者の経営能力や技術等を効果的に活用しつつ、中期的な財政見通し、地方財政計画等を踏まえまして、公共施設等の更新なども含めた県全体の投資的経費の中で適切な水準となるよう、事業の優先度を考慮して予算計上するなど、県財政への影響を最大限抑えながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

**藤井委員** ありがとうございます。

コロナが明けまして、地域の会合に出る機会が非常に増えました。その中でも、いわゆる箱物については皆さん関心が高く、私は富山市の在住ですけれども、県と市で似たような施設が多いよね、これ以上必要なのかといった声とか、将来世代への負の遺産にならないようにしてほしいといった声を実際に聞いております。

現在、県と市町村による公共施設等のあり方の検討というのが進められていると聞いております。市町村の類似施設を含めた公共施設の統廃合の議論というのは、非常に合意形成が難しい議論になるんじゃないかと思っておりますが、私は、地域交通戦略会議で、今回実施されたようなバックキャストイングの手法で要件を整理されて、市町村と民間事業者、住民を巻き込んだ開かれた検討会議を、ぜひ実施していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、公共施設の整備や更新について、コスト面でもサービス面でも、先ほど御答弁あったように民間活力を導入し、公民連携を図っていくことは重要だと思っております。その中でも、今、県ではPFI方式導入を一生懸命進められているんですが、なかなか妥当

性判断についてどうなのかという面がありましたので御質問させていただきます。

資料を御覧いただければと思います。こちらは、高岡テクノドーム別館の民間活力導入可能性調査から私が独自で作成したものです。サウンディング調査の結果において、1番、建設は公共、運営は民間の、いわゆるPFI-O方式をよしとした事業者は、建設企業ではゼロ、運営企業では4社、金融機関では1社ありました。一方、2番目の実施設計から運営まで一体的に民間のPFI-BTO方式をよしとしたのは、建設企業で2社、運営企業で2社、金融機関でゼロとなっております。

最終的に、県としては1番のPFI-O方式を判断されましたが、この妥当性判断はどうだったのかと思っています。建設企業においては、公共で建設しましょうということはゼロと回答されました。その中で1番を選んだということで、今回残念ながら入札不調になったわけなんです。もしかしたら、このサウンディングの事態からも読み取れた可能性もあります。

私は、PFIをやめろとか、高岡テクノドーム別館の整備をやめろと言っているわけでは一切ありません。むしろPFIを成功させるために指摘していると御理解いただきたいんですけども、PFIには非常に高度な判断が必要になると感じております。その判断がもし今回間違ったのであれば、その反省を次に生かすべきと考えております。

横田副知事に御所見をお伺いいたします。

**横田副知事** 高岡テクノドーム別館につきましては、令和3年度に専門事業者に委託して実施しました民間活力導入可能性調査がごさい

ます。

整備、運営などに民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することで、財政負担の軽減、施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画の実施などが可能かどうか検討いたしました。

現地の状況の確認、建設企業や運営企業などの民間事業者への事業スキームへの要望、関心度についてのヒアリングなど、多角的な観点から事業方法の総合的な評価を行いました。

その結果、当時、既に実施を終えていました基本設計を大幅に変更することなく整備が可能であること、実施設計や建設工事中に並行して運営事業者の選定手続を行えるため、早期開業が可能であること、V F M、財政負担軽減効果が最も高いこと、そして、長期運営のメリットにより運営事業者の関心が高いといったことから、総合的にP F I－O方式の評価が最も高くなりました。

また、令和4年2月に貴会派からも御提言をいただいております。テクノドーム別館につきまして、運営面で民間事業者の創意工夫の余地が高く、競争性が見込まれる、長期的視点に立った運営を前提に指定管理者制度とP F I手法を比較して、どちらがサービス向上などのメリットを最大限発揮できるのか慎重に議論されたいなどの御提言も十分考慮した上で、令和4年2月にP F I－O方式の採用を決定したところでございます。

民間活力導入手法の選定と、その後の建築工事で急激な物価高騰などによって入札中止となったことは、直接的には関係しないものと考えますけれども、今回の入札中止の結果というのは重く受け止めて、今回補正予算案に計上しています本館・別館の機能に関する専門的、技術的調査にしっかりと取り組んでまいります。

藤井委員 ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、令和4年2月に、我が会派のほうから P P P / P F I における提言を行いました。その中では、県武道館も高岡テクノドームも P F I 導入にはいろいろ懸念がありますよというような指摘もさせていただいたところです。

おっしゃられている理由は、物価高騰や入札不調というような中断ではありましたけれども、私はやっぱり、導入可能性調査の検証というのもしっかり行っていただいて、次に生かしていただきたいと思っておりますので、理由は異なるので可能性調査はもういいやというような感じではなくて、しっかり検証いただきたいと思っております。ありがとうございます。

さて、次は新川こども施設になります。

こちらは、建設と運営が一体となる、県としては初の本格的 P F I 導入事例。さきの2施設のように、導入可能性調査とは別の理由で変更、中断、立ち止まるということがないようにぜひ進めていただきたいと思えます。

去る11月末に要求水準書案を公表し、来年4月の入札公告まで非常に重要な局面を今迎えていると思っております。

そこで、資料を御覧いただければと思います。先ほど申しました2月に我が会派が出した提言の中から、県庁内での P P P / P F I のノウハウ蓄積についてという部分を抜粋させていただいております。

私たちは、P F I がやっぱりうまくいかなかった事例も、他県の事例でたくさん見てきました。その中で、できるだけ県民にとって付加価値の高いものにするためには、県庁内にノウハウが蓄積され

るような組織人事体制をぜひつくってほしいと求めています。

もう一つ資料を御覧ください。こちらは富山市の資料になります。県内でもPFIの導入事例が数多くある富山市は、失敗も経験しながら多くのノウハウを蓄積されております。

この赤い部分をぜひ見ていただければと思うんですけども、特に官民対話の重要性を説いておられますし、サウンディングにおいては、効率的なやり方、短時間で低コストでやる方法もありますよとか、民間にやらせればよいという上から目線ではいけないよという御指摘もあるわけでありまして。

ここで新田知事にお伺いいたします。

新川こども施設について、県武道館や高岡テクノドーム別館でのPFI検討が不調に終わっている事実から何を学び、県民主体の施設に整備していくために、県民や民間事業者とどのように向き合うのか、組織人事体制等も含めた対応を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

**新田知事** 新川こども施設については、新川地域の保護者を対象とした意識調査や子育て世代へのヒアリングなど、様々な県民の御意見を踏まえて作成した素案を検討会で御議論いただき、基本計画を策定しました。

昨年度の民間活力導入可能性調査では、定性、定量評価に加え、事業者ヒアリングで事業の市場性があることを確認し、PFI-BTO方式を導入しました。当初からPFIを導入するため、民間提案余地が大きく、県民や事業者の声を聞くことが重要であると考えております。

現在、事業の要求水準書案を公表しました。事業者から質問や意

見を募っているところですが、この案では、P F I 事業の趣旨を踏まえ、県建物の配置、構造、遊具の種類などについて、民間の知恵、提案を引き出しやすい内容となるように留意をしたところです。今後の資材や人件費の動向なども注視しながら、引き続き丁寧に手続を進めてまいります。

加えて、住民参加の意見交換会などを通じ、利用者のニーズを基本設計に反映することや、地域の様々な主体と連携したプログラムの実施などを義務づけておりまして、ソフト、ハード両面で県民の意見が反映される施設を目指したいと考えております。

公共施設の整備、運営につきましては、昨年度から外部専門人材の公民連携推進監を配置しております。また、公民連携を所管する課を新設いたしました。それらの組織人事体制で、今、民間活力導入を推進しているところです。

また、各部局次長から成る P F I 推進会議で情報共有を徹底するとともに、この P F I / P P P では一日も二日も長がある富山市さんと地元金融機関で結成されましたとやま地域プラットフォーム、これに後ればせながら入らせていただきまして、こちらでも様々な知見を今積み重ねているところでございます。こういったことも蓄積してまいりたいと思います。その地域プラットフォームでは、民間事業者との情報交換なども活発に行っております。

今後ともノウハウが蓄積できる体制の整備に努めてまいります。P F I 法が施行されてからもう20年以上たちますが、本県では実例が1件もありません。その遅れを取り戻すべく、様々な手段を使って知見を積み重ねていって、特に委員おっしゃるように、この新川こども施設、順調に運ぶように丁寧に進めてまいりたいと思います。



**藤井委員** ありがとうございます。

新川子ども施設の所管は、今、地方創生局地方創生・移住交流課だと認識しております。富山県にとって初のPFIの成功事例にするためにも、ぜひこの部局だけでなく、県庁挙げてのバックアップ体制でお願いしたいと思えます。

また、御答弁あったように、今年度からとやま地域プラットフォームの運営は、たしか富山市から富山県に移管されているものと思えます。失敗事例からの学びも含めて、県庁内のノウハウの蓄積をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、今回追加提案された補正予算案についてお伺いします。

国は補正予算で、重点支援地方創生臨時交付金1.6兆円を追加しております。この交付金は、低所得世帯への支援枠と物価高騰の影響により厳しさが増す生活者や事業者への支援をする推奨事業メニューの2つに分けられております。

富山県はこの推奨事業メニューの事業費として、交付限度額30.8億円の通知があったと承知しておりますが、この重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の目玉について、新田知事にお伺いしたいと思えます。

**新田知事** 去る6日に追加提案させていただきました補正予算案では、本県に配分された重点支援地方創生臨時交付金——切り上げると約30.9億円になります——の全額を活用し、現下のエネルギー価格、物価高騰などにより影響を受ける県民生活、そして事業者さんの活動、これを積極的に迅速に支援するために、広範にわたる対策を講じることにしております。

具体的には、プレミアム商品券の発行支援や省エネ家電機器への買換え促進、EV導入支援などの消費喚起、生活者支援、特別高圧電力を使用する中小企業への電気料金高騰分支援のほか、社会福祉施設、医療機関、農林水産事業者、交通事業者などへの光熱費や、また食材料費への支援、そして賃上げ促進、人材の確保、定着への支援など、現下の社会経済情勢や現場のニーズを踏まえて、これまでの対策を拡充、延長することとしています。

さらに、これまで多くの企業に活用いただいたビヨンドコロナ補助金を発展させ、中小企業トランスフォーメーション補助金を創設しました。県内中小企業者がエネルギー使用量などが見える化する対策、あるいはDXやGXを通じて生産性向上を図る取組を支援するための事業を計上しております。

コロナ禍からの社会経済活動が正常化している中、より高いレベルの取組に挑戦してもらうため、補助要件を緩和、そして補助上限を300万円から500万円に増やすという拡充も行いました。県内中小企業の生産性向上、そして賃上げを後押しし、デフレからの完全脱却を目指してまいりたいと思います。

この予算案をお認めいただければ、国の経済対策の効果を早期に波及させるために、支援の必要な方々に速やかに届くよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

**藤井委員** 私も国の補正予算がすぐさま県の、特に支援が必要な世帯であったり事業者が届くよう願っております。

私は、知事がおっしゃる県民のウェルビーイングを向上させる先進県にするんだと、そういう意欲的な取組に関しては賛成する立場です。

一方、県民のウェルビーイングの実現には、令和の時代に合ったウエルフェアの政策の充実が必要なのではないかと思っております。ちょっと資料を御覧いただければと思います。

また、片仮名ばかりだと怒られそうですけども、改めて私、社会福祉士の国家資格の勉強をしたときの資料をひっくり返して見直したんですけれども、日本語で言うと、ウエルフェアもウェルビーイングも福祉という言葉に訳されるんですが、この言葉の定義は異なっております。ウエルフェアは社会的弱者の保護、救貧的な意味合いが強く、ウェルビーイングは個人の自己決定の尊重をしていくもの。これはピラミッドのような構造だと思っていまして、いわゆる基幹的なところが基盤になるのがウエルフェア、国家や行政が行うウエルフェアであり、その上にあるのが個人の自己実現、いわゆるウェルビーイングという構造になっているものと理解をしております。

こういう意味でも、県のウェルビーイング実現に至るには、このウエルフェア施策の充実が欠かせないと感じているんですが、本当に県のウエルフェア施策が十分なのかという疑問も抱いております。

まずは、独り親家庭支援についてですが、この資料を御覧いただければと思います。

これは子供の生活状況調査において、独り親世帯とふたり親世帯の世帯収入の状況を比較したものになります。下が独り親世帯になるわけですけれども、生活困窮の状態が明らかになっております。

追加補正予算では、こどもの生活・学習支援事業というものが計上されております。その狙いをお伺いしたいのと、加えて、独り親世帯により直接的な生活支援策が必要なのではないかと考えますが、

国や市町村の支援策も含め、県が把握している支援状況を松井こども家庭支援監にお伺いいたします。

**松井こども家庭支援監** 今回の国の経済対策を活用した、こどもの生活・学習支援事業の狙いは、子供への学習支援を行う中で、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、今ほど委員から御紹介ありました資料のとおり、独り親世帯は収入の水準が低い割合が高いということで、そういったことから、経済的課題を抱える独り親家庭などの子供に対して受験料や模試費用を支援することで、進学に向けたチャレンジを後押しするものでございます。

また、独り親家庭に対する国や県、市町村の支援策は様々なものがありますが、例えば、国制度によるものとしては、県と市における児童扶養手当の支給、県は町村分となりますが、それから生活安定に資する看護師や保育士等の資格を取得するため、養成機関で就業する場合に、生活費の負担を軽減する高等職業訓練促進給付金の支給などがあります。

また、県の支援策としては、国補助を受け、入居している住宅の家賃相当額の貸付けを行いまして、その貸付けから1年以内に就職され、1年間継続して就業されたときは、貸付金の償還を免除する住宅支援資金貸付などがあります。

それから、市町村の支援策としては、県補助制度を活用した独り親とその子供の医療費の助成、それから、放課後児童クラブやファミリーサポートセンターの利用料の助成などがございます。

さらに、県独自の支援策として、これまで生活支援給付金の支給や商品券の配付を行いましたほか、今年度は県産品や生活必需品などの応援セットの提供などを行ったところでございます。

**藤井委員** ありがとうございます。

たくさんの方の支援策がありますよということだと思っておりますが、私も一度聞いただけでは全く分からないような形です。

このアンケートの中でも、子供の生活状況調査の中でも、その支援が届いていないときに情報自体が受け取れていないというか、知らなかったことで支援を受けられなかったという人の数もそれなりにあったと記憶しております。そういう意味では、支援策がしっかりと届くように、情報の提供というところにもぜひ配慮いただきたいと思っております。

また、独り親家庭支援について、改めてその部局横断組織であるこども未来PTが令和4年度から設置されていると承知しております。これまでこのこども未来PTでは、どのような課題が整理され、どのような支援が必要だという議論があったのでしょうか。

次年度の予算編成方針では、県のウェルビーイング指標を活用していくことが示されております。ぜひ、独り親家庭のウェルビーイング度といったものもしっかり捉えた施策を期待しているんですが、このあたりについて、松井こども家庭支援監にお尋ねいたします。

**松井こども家庭支援監** 独り親家庭の支援に関しまして、市内のこども未来プロジェクトチームにおいて、支援の必要性の高い子供や、子育て家庭の支援体制の強化をテーマとして協議しているところでございます。

独り親家庭はふたり親家庭に比べて、仕事と家事、育児の両立が困難で、経済的に厳しい状況に置かれている場合が多いと考えられることから、先ほども申し上げましたが、今年度新たに、県産品や生活必需品などの応援セットを提供したところでございます。

また、独り親家庭の9割以上が就業しており、平日に相談する時間を確保することが難しい方も多く、委員から今ほど御指摘ありました、情報を得る機会が少ないことも課題として挙げられ、現在、独り親家庭の相談、情報提供のさらなる充実強化について検討しているところでございます。

それから、昨年度実施しました、今ほど御紹介いただきましたどもの生活状況調査の中で、ウェルビーイング度の評価として、生活の満足度が高い方——0から10の11段階のうち6以上を選択された割合ですが、0は全く満足していない、10は十分満足している、その6以上——を回答した割合が、ふたり親家庭の小学生は82.3%、中学生は72.7%、一方で、独り親家庭の小学生は75.0%、中学生は68.5%で、いずれも低い結果となっております。

今後、こうした検討結果や調査結果などを踏まえまして、必要な支援策について検討していくとともに、来年度に改定作業を行います「ひとり親家庭等自立促進計画」の中でも、独り親家庭におけるウェルビーイングの向上策について検討してまいります。

**藤井委員** ありがとうございます。ぜひ次年度も積極的な取組をお願いいたします。

今度は、こちらの写真を御覧いただければと思います。

これ、何だと思えますか。尾山委員、これ、何だと思えますか？

答えはこちらです。児童公園。真ん中にあるジャングルジム、分かりますか。これがまさしくこっちはジャングルになっています。ジャングルジムがそのままジャングルになっているわけですが、写真で言うと、この写真が今年の4月に撮ったものです。先ほどの写真が10月に撮ったものです。6か月でこんなになっております。ど

うしてこうなったんでしょうかと。

富山県の児童公園ですが、県営住宅が所有する児童公園になります。県営住宅の中にある児童公園ということで、県営住宅条例の第21条と22条では共同施設に位置づけられまして、その維持管理や費用負担は住民が行うものとされています。

しかし、県営住宅のうち、この団地もそうなんですが、高齢化が非常に進んでいまして、現在、この住宅も含めて65%を超えている団地が幾つかございまして、住民の自治による維持管理ができなくなってきました。時代の変化に伴い、救貧的な支援や障害者支援の入居条件を見直してきて、そういった県営住宅の役割も変わってきているわけでありまして。

そういう中で、共同施設だから住民でよろしくというようなことでいいんでしょうか。そういう意味では、ずばり条例改正が必要なのではないでしょうか。

また、公営住宅の維持管理においては、学生を活用した先進事例があります。愛知県の豊明市では豊明団地学生居住プロジェクトがありまして、もう9年になっているんですが、藤田医科大学の学生が35人居住し、まちかどお助け隊などの活動を通じて、自治会の運営、地域包括ケアの実践に取り組んでいます。

富山県でも、富山県立大学の学生が太閤山の県営住宅に入居し、町内活動の担い手となるモデル事業が、2022年から実施されていますが、こちらは太閤山の60号棟の5戸、5住戸5戸のみと極めて限定的になっています。このモデル事業、せっかくですから、他の県内大学や専修学校に広げてみてはどうかと考えますが、条例改正の必要性と併せて市井土木部長に所見をお伺いいたします。

**市井土木部長** 県営住宅では、家賃が低廉に抑えられ、住宅に困窮する方々に御入居いただいているところでございます。

ただし、集会場や植栽など共同で必要な施設につきましては、委員御紹介のとおり、条例に基づき、修繕が県、維持が入居者の負担とされており、各団地の自治会活動の中で担っていただいているところでございます。

現在、高齢者や障害者の入居率が高いことから、御指摘のとおり、その活動による維持が難しくなっている団地もあると伺っております。

御紹介の平成27年に始まった豊明団地のプロジェクトでは、地域医療福祉拠点の形成に向けた取組の一つとして、愛知県の医療系私立大学の学生が校舎に隣接するUR都市機構の団地に割安で入居され、地域の行事やボランティアに取り組まれているところでございます。

本県でも、令和4年から太閤山県営住宅の空き住戸を、地元の自治会活動に参加することを条件に低額の家賃で県立大学の学生に提供する、学生居住支援モデル事業を実施しております。

現在、募集した5戸に入居する学生の皆さんが、定期清掃や除雪活動など、地域活動に参加されているところで御報告もいただいております。

こうした取組は、学生が入居することで世代間の新たな交流が生まれるきっかけとなり、高齢化が進む団地の自治会活動の活性化につながるものと考えているところでございます。

時代の変化を受けた県営住宅の役割を見据え、条例改正等の対応の御提案もいただいたところでございますが、まずは、昨年度から



始めて現在進めておりますこのモデル事業につきまして、入居学生や団地の自治会に状況を伺い、ほかの学校等の意向や県営住宅のほかの団地の空き状況を考慮しながら、事業の充実や他団地への展開について検討してまいります。

**藤井委員** そうなると、市井土木部長、この写真の状態はずっと維持したままということよろしいでしょうか。

**市井土木部長** 今御指摘の現下の草刈りに係るところの負担の軽減につきましては、各自治会の意見を丁寧に伺いながら、居住者の負担が少しでも軽減されるよう、例えば、児童遊園の一部を雑草の生えにくい仕上げや防草土に置き換えるなどの工夫ができないか検討してまいります。

**藤井委員** 児童公園ですからね、ここでどうやって児童が遊ぶのかという話もありますし、高齢の町内会長にお話を伺うと、何とかしたいと思うんだけど、昔は自分たちでやっていたんだけど、もう俺も80を超えてくる中で、もうできんわと。どうしたらいいがかねと。僕、その声を聞いて、自分でやろうかと思ったぐらいです。

でも、本当にそういう意味では、こういった困った県営住宅はたくさんあると思いますので、よく入居者の方の御意見を聞いていただければと思っております。

続きまして、不登校対策についてであります。

本定例会でも、澤崎議員、嶋川議員、寺口議員をはじめ、多くの議員から不登校対策の指摘がありました。

また、本定例会には、富山県社会福祉士会から、「学びの保障に向けた不登校対策を推進するため県内全域で取組みを求める請願」が提出されております。

令和4年度の文科省の調査では、県内の不登校状態にある児童生徒は、小中学校で1,000名当たり30名、高校において1,000名当たり19.2名となっております。

不登校状態となる要因は児童生徒によって様々であり、個人の心の問題と特定される方もあり、意外と個人の心の問題なのではないかと思われる方が多いかもしれませんが、取り巻く環境や、体調の問題であったり、そういう意味では、一人一人に対しての調整、支援が必要になってきます。

そのためにも、学校における相談指導体制の強化は喫緊の課題であると考えますが、富山県内の不登校対策の現状について、荻布教育長にお伺いいたします。

**荻布教育長** 県内においても、不登校児童生徒数は全国と同様、増加傾向にあり、その要因は多様で複雑化しております。学校における相談指導体制の強化は喫緊の課題でございます。

県教育委員会では、子供たち一人一人の社会的な自立と、誰一人取り残されない学びの保障を目指して、不登校の予防や早期からの支援のため、子供たちの悩みなどを相談できるスクールカウンセラーや、家庭を取り巻く環境の調整や支援のためのスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めております。

また、今年度は、教員が子供からの小さなSOSに気づけるように、そのポイントなどを示した事例集をテーマごとに6種類、順次作成をして、県内全ての学校に配付し活用してもらうとともに、スクールカウンセラーのスーパーバイザー3名を新たに配置しまして、学校外の施設に通う子供やその保護者がカウンセリングを受けられるようにもしております。

さらに、外部施設の代表の方にも参画いただいている不登校児童生徒支援協議会では、よりよい連携の仕方について協議を進めておりまして、多様な学びの場における支援や連携に努めております。

また、市町村教育委員会において、子供たちのメンタルヘルス上の変化や小さなSOSを察知して積極的支援につなげるため、1人1台端末などを活用した心の健康観察や相談ツールを導入するといった取組も行われてきているところでございます。

**藤井委員** ありがとうございます。

いろいろな支援体制があるとおっしゃられました。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いというのは、意外とどうでしょう、分かっているか分かりませんが、スクールカウンセラーは基本的に学校の中において——というか時間が限られています——生徒個人の問題に対応していきませんが、スクールソーシャルワーカーは環境の問題に携わるということで、家庭なり何なりにちょっと影響があるのであれば、家庭側に訪問をしたりするのは多くはスクールソーシャルワーカーがやっていると聞いております。

でも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーはかなり密接な状況で、個人と環境の接点の中に、その課題の解決だったり、そういった支援の在り方があるということで、そういう意味では、富山県社会福祉士会がスクールソーシャルワーカーの一部分を担っているわけですが、今回の請願で、「校内教育センターの設置を促進し、専任の指導者及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをスペシャルサポートチームとして配置する」ことで、児童生徒への相談支援体制の充実と教員の負担軽減が図ら

れるとあります。要は、校内教育支援センターの中にスクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも同時にいられるような状態。今はばらばらに運営するケースもやっぱりある。会議ではもちろん同席するんですけれども、ある程度同席できるような環境づくりというのが必要なんじゃないかと聞いております。

嶋川議員からも、校内居場所カフェという提案が今議会でありましたけれども、私もソーシャルワーカーの一員として、ぜひ積極的な校内での相談支援体制の整備を新田知事に求めたいと思います。

**新田知事** 不登校児童生徒が増加する中、その対策は喫緊の課題であり、誰一人取り残されない学びの保障に向けて取り組んでいるところで、それは先ほど教育長がお答えしたとおりです。

その中で、校内教育支援センターについては、自分の学級に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる学校内の居場所として、国においてもその設置を推奨しているところです。

本県では、一部の市町村で校内教育支援センターを設置しているほか、ほとんどの小中高等学校で、校内教育支援センターに準ずる場所として、空き教室を活用した相談室などを設けています。

県の教育委員会では、全ての小中高等学校にスクールカウンセラーを、全ての中学校区などにスクールソーシャルワーカーを配置し、その拡充に努めています。

また、小学校では、教室に入りづらい児童の話し相手や悩み相談、家庭との連携支援を行う子どもと親の相談員を12校に配置しています。中学校では、教育相談の専任教員であるカウンセリング指導員を35校に配置しております。そのほか、富山大学と連携し、休み時

間などに生徒の話し相手となる大学生の心のサポーターを5校に派遣し、児童生徒に応じた柔軟な相談体制づくりにも努めています。

相談支援の充実、教員の負担軽減の両面から、御指摘のように、チームで組織的な体制の充実を図っていくことが大切です。

今後とも、スクールカウンセラーなどの配置拡充に努めるとともに、校内教育支援センターなどでの相談支援体制の充実を図ってまいります。

**藤井委員** ありがとうございます。本当に全校に広げていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業についてお伺いいたします。

実は今回、ウェルビーイングとウェルフェアの関係性をテーマにしたんですが、有賀厚生部長との会話からヒントをいただいております。有賀さんとは、ウェルビーイングの実現というのは、ウェルフェアとウェルビーイングをつなぐ共助の仕組みみたいなものも大事だよねという話をしまして、私も同じような問題意識を持っているわけです。

その中で、富山県が平成15年から全国に先駆けて実施してきたケアネット21という共助の仕組みがあります。これは誇れることではあるんですが、令和6年度、次年度から、これまでの県単独予算での支援ではなく国の補助事業を活用するよう、各市町村や市町村社会福祉協議会に呼びかけていると聞いております。

これまでのケアネット21の評価とその課題、また、新年度に向けての補助体制を変更したことの意図について、有賀厚生部長にお伺いいたします。

**有賀厚生部長** 平成15年度から、今御紹介いただいた県内で取り組まれておりますケアネット21事業によりまして、要支援者への見守り、話し相手など個別支援活動にとどまらず、要支援者の生活課題に地域住民や関係機関、専門職が一体となって、地域全体で支援する体制づくりが進んできております。

地域住民同士による支え合いの活動として、住民参加による福祉コミュニティーづくりにつながるなど、地域の総合的な福祉活動として定着が図られているものと考えております。

また、主な課題としては、未実施地区への拡大、活動のさらなる活性化、支える側の住民の負担軽減や担い手の確保などが挙げられます。

こうした中、令和3年度、国において重層的支援体制整備事業が創設され、県といたしましても、市町村に対して重層事業への移行を支援していくこととしております。

令和4年度からは、新たに地域における多世代の交流や居場所の確保を目的とした地域づくり事業に対する国庫補助メニューが創設されております。

これは、ケアネット21事業における、ふれあいサロンの開催などのふれあい型事業の実施内容が補助対象となるということで、これまで県単独事業として実施してきておりましたケアネット21事業の一部に、新たに国庫補助の活用が可能となったわけでございます。

このため、県といたしましては、来年度からは、ケアネット21事業の全体の補助体系を見直すこととしまして、具体的には、ふれあい型事業については補助メニューを廃止しますがけれども、重層事業等を活用して事業を継続することとして、現在、市町村や市町村社

協と調整をしているところでございます。

**藤井委員** ありがとうございます。

今年の初めぐらいですか、ケアネット21事業の補助がなくなるといふ話で、どうなるんだと、一時期こういう地域福祉をやっていた人たちにはあったんですが、要は、国の補助メニューなので変わらないよという理解でよろしいでしょうか。

**有賀厚生部長** 御指摘のとおりでございます。

**藤井委員** ありがとうございます。

先ほど有賀さんからもありました、2020年の社会福祉法の改正によって重層的支援体制整備事業が新設されております。これは、児童、障害、高齢と分野ごとに分かれていた地域福祉を横断的に、家族まるごととか、地域まるごととか、あとは断らない相談支援というようなキーワードで再構築することを目指していると私は理解しているんですが、これはある意味、ケアネット21の思想と非常に似通っているのではないかと考えています。

そういう意味では、ケアネット21のある富山県であれば、この重層的支援体制への移行はスムーズだったんじゃないかなと思ったんですが、現実はどうでもないというふうに思っております。

現在、富山県内での重層的支援体制整備事業への移行状況はどうか、また移行できていない市町村に対する支援について、有賀厚生部長にお伺いいたします。

**有賀厚生部長** 県内市町村における重層的支援体制整備事業の現在の実施状況は、氷見市が事業創設時の令和3年度から、また富山市が令和4年度から取り組まれております。

また、今後の予定といたしましては、令和6年度からは高岡市、

南砺市、射水市及び舟橋村の3市1村が実施予定と伺っています。

さらに、魚津市さんは今後の実施に向けた体制整備を図るため、来年度、関係機関等との連携体制を構築する移行準備事業を実施される予定と聞いております。

県では、令和3年度から市町村職員や市町村社協職員を対象に、県の福祉顧問——大橋謙策先生ですけれども——や学識経験者による講演や、全国の先進市による実践事例の紹介などを内容とした研修会を開催しているほか、適宜、市町村への同事業に係る情報提供や事業実施への積極的な働きかけを行っているところであります。

県としては、今後とも希望する市町村が円滑に重層的支援体制整備事業に移行できるように、積極的に市町村への後方支援に努めていきたいと思っております。

**藤井委員** 先ほどの準備段階である魚津市も含めて、これで6市1村になると思うんですが、富山県は15市町村あるわけで、そういう意味でいくと、8市町がまだ移行についての準備もなかなかできないという状況のような感じがしますが、これはどうしてそうなっているか、何かお答えいただけますでしょうか。

**有賀厚生部長** 市町に聞いてみないと、もちろん実際のところ、そこまで突っ込んで聞けているわけではないと思いますが、ただ、今おっしゃったような8市町についても、時期は未定ながら実施する可能性はあるという姿勢でお答えはいただいているところです。

なので、そこがもし目詰まりというか、何か問題があるのであれば、こちらでまたお聞きしたり、これはやはり、確かに県が直接首根っこをつかまえてやらせるわけにはいかないものでありますけれども、大変重要なものでありますし、その重要性や意義というのが



もっとしっかり伝わって取り組んでいただけるように、またこういった研修会や、いろんなお話を聞いていただく機会を設けていきたいと思っております。

**藤井委員** よろしく申し上げます。

非常に難易度の高い事業であると私も理解しておりますが、ぜひ御支援をお願いいたします。

最後に、関係人口創出や人づくりの環境整備について3問御質問したいと思います。

1万人以上が参加した富山マラソン2023ですけれども、これまでと異なり、参加者の評価が非常に低い状況です。例えば、ランナーのポータルサイトRUNNETというものがあるんですが、この評価は、2023の富山マラソン63.7点、2年前は94.0点、前年度は79.1点でしたから、大きく評価を落としています。ちなみに、1位はオホーツク網走マラソンの95.2点。近県では、金沢マラソンが87.1点、長野マラソンが85.5点となっています。口コミの内容も、富山マラソンへの運営の厳しい指摘も結構見られております。

6時間台以降のランナーの方に食事や水などの飲料が提供できなかったということもあって、実際、ペースメーカーの方からも、命の危険もあった、看過できない状況だったと怒りの声も聞かれました。

富山マラソンは県外から参加者も多く、先ほど知事からも、ふるさと納税の体験型返礼品になっているという御紹介がありました。せっかく関係人口の創出の機会であるイベントですけれども、このままだと富山の評判を落とすことになりかねません。今回のイベントの反省と今後に向けた取組について、広島生活環境文化部長にお

伺いたします。

**廣島生活環境文化部長** 先月5日の富山マラソン2023には、県外からの約6,000人を含む過去最多の1万4,646人の参加がございました。当日は晴天に恵まれましたが、スタート時の気温が21度、フィニッシュ地点では最高で25度を超えて、季節外れのという表現が正しいのか分かりませんが、ランナーの皆さんには厳しい気象環境であったということです。

今、委員から御指摘されたとおり、いろいろな御意見をいただいております。まず、最も多数の御意見があった給水でございますが、晴天で最高気温21.8度であった昨年の大会の消費量に、申込者数の増加も加味した飲料水と紙コップを準備しました。しかしながら、暑さのため、水を体にかけてられるランナーが続出し、途中で補充も試みましたが、ステーションの中には、混雑した上に水と紙コップが不足したところがあったということです。

今後、今回の結果を踏まえて、十分な数量の確保、また、飲み水とは別に、水やひしゃくを各ステーションに用意するなど改善を検討していきたいと考えております。

また、次に多数の意見がありました給食につきましては、昨年も不足したステーションがありましたことから、13ありますステーションのうち3番目以降の各ステーションで、参加者数と同数程度の個数を準備するなど充実を図りました。この結果、コース後半ではトータルで昨年の2倍に増やしたところですが、一部のステーションでは不足が生じたということです。

今後、まずずしなど人気が高い富山ならではの食品の充実、またステーションごとの配置数、ランナーの皆様方への周知も含めて検

討を進めていきたいと思っております。

給水等が命に関わるという御指摘については、真摯に受け止める必要があるかと思っております。ランナーの皆さんからいただきました意見を一つ一つ検証し、次回の大会に向けてできる限りの対応を考えていきたい。また、ボランティアの皆さんの対応など、高い評価もいただいているところもございます。そうした点も持続できるように、一層満足度向上を目指して取り組んでまいります。

**藤井委員** ありがとうございます。

今、部長おっしゃられたとおり、ボランティアへの評価は非常に高いですし、ボランティアの皆さんの努力が、こういった水が不足してしまっているというところで、一気に評価を落としてしまっは非常にもったいないと思っております。それこそ、ごみ袋に入った水を手ですくって飲んだとかというようなすごいレポートもあったものですから、ぜひまた改善のほうをよろしくお願いいたします。

次に、また資料を提示させていただければと思います。こちらの写真を御覧いただければと思います。左側の写真は耕作放棄地ではございません。富山北部高校のサッカー部のグラウンドです。

実際見に行きましたが、非常に凸凹や傾斜があって、こんなところで本当に練習しているのかという率直な感想を抱きました。

富山北部高校といえは、旧水橋高校との統合によって県内唯一の体育コース設置校となっております。その統合効果もあって、運動部活動が活性化して、野球やサッカーは県大会予選で準優勝という成果も出ているところでありますが、実際のサッカー部のトレーニンググラウンドはこのような状態です。

もう1つ、右の写真は石動高校のトレーニングルームになります。

石動高校はホッケーの強豪校ですが、玄関横の吹きさらしの、本来であれば石油や灯油などを備蓄するようなところですかね、そういった場所で生徒が筋トレをしているという状況でありました。

このように、県立高校のスポーツ強豪校であっても、トレーニング環境が劣悪であったり、技術指導者が不足していたりする問題を抱えています。県内の中学生には、よりよいスポーツ環境を求め、県外の高校を選択する生徒もいます。

体育コース設置校や部活動指導に特徴を持つ県立学校においては、施設整備や指導員を投資という観点で強化することも必要ではないかと考えますが、荻布教育長の所見をお願いいたします。

**荻布教育長** 県立学校の施設設備については、グラウンド整備を含め、学校施設全体の老朽化への対応を進めておりまして、長寿命化改修、また施設の維持管理のための修繕、空調設置など、様々な施設整備に努めているところであります。

グラウンド整備については、前回の整備から20年以上経過し、経年劣化などによって使用に支障が出ているものから順次改修を実施しているという現状でございます。

一方、部活動指導についても、教員配置に加え、部活動指導員やスポーツエキスパートなど、実技指導力を持つ外部人材の配置充実にも努めております。

御紹介のありました富山北部高校でございますが、令和2年4月の高校再編での旧水橋高校との統合により、普通科に県内唯一の体育コースが引き続き開設をされたということもありまして、サッカー部をはじめ、野球部、カヌー部など、運動部の活躍が著しいところでございます。

学校からは、グラウンドの約半分、サッカー利用部分——写真にあったところだと思いますが——の人工芝化の要望が出てきておりますが、整備には大きな投資が必要となります。

近隣施設の利活用など活動状況も勘案し、また県立高校全体のバランスも踏まえまして、これまでの整備方針を基本としつつ、学校からの要望の丁寧な聞き取り、また現地確認などを行いまして、整備の緊急性や必要性、課題などについて整理の上、対応していきたいと思っております。

また、指導者についても、学校の意向も踏まえながら、今後も外部人材のさらなる活用も含めて配置充実に努めたいと考えております。

**藤井委員** ありがとうございます。

ちなみに、富山北部高校のサッカー部のグラウンドは、ボールが正しく蹴れないし止まらない、思いどおりに走れないし止まらない、氷の上か田んぼの上でサッカーをする感じ、跳ねるボールに注視しなければならず、周囲の状況把握や判断が困難になるという、サッカーにとっては致命的なグラウンドでございます。県外の高校との練習試合もできないぐらいの状況だということで、ちょっとこれはやっぱり整備が必要ではないかと思いましたので、また御検討をお願いいたします。

では、最後になります。

先日、衝撃的なニュースが飛び込んできました。東京都が令和6年度から所得制限を撤廃し、高校の授業料を実質無償化すると、都議会で小池知事が表明されたことは記憶に新しいと思っております。

これは、我々地方から見れば、東京一極集中を助長し、地方創生

に逆行するような取組になるのではと大きな懸念があります。

また、大阪府も令和6年度から段階的に高校無償化を進めるとしております。

財源の多い自治体だけが手厚い教育支援をするということは、教育の公平性からも、私自身、大きな疑問があります。

国に対して、東京一極集中の是正はもちろん、教育の機会均等の確保など、ぜひ強く求めていくべきだと考えますが、新田知事の御所見をお伺いしたいと思います。

**新田知事** 人口減少が続く中で、人口動態、経済活動面で東京への一極集中が続いておりました、行政サービスの財源となる税収も東京都への集中が続いています。

自治体の財政力の差によって、地方創生や子育て、教育の施策に地域間格差が生じることは望ましくないと考えております。

県ではこれまでも、重要要望や全国知事会の場において、国に対し、税源偏在の是正や移住の促進、政府機関の地方移転、東京23区内の大学の定員増加抑制措置の適切な運用、地方大学の振興など、東京一極集中是正に向けた取組を提言、要望し続けてまいりました。

また、授業料支援に係る国の高等学校等就学支援金についても、県議会と共に国に対して制度の拡充を要望しています。

昨年末に閣議決定された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生を深化、深めて加速化し、東京圏への過度の一極集中の是正を図ることとされています。

県としては、引き続き地方が中長期的な視点による地方創生施策を展開できるよう、また、教育の機会均等を図る観点から、所得に応じた格差や都道府県間での格差が生じないように、全国知事会など

とも連携をして国に働きかけてまいります。

**藤井委員** ありがとうございます。

全国知事会を通じて、ぜひ力強い発言を期待しております。

終わります。

**井上副委員長** 藤井委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

再開時間は3時10分といたしたいと思えます。

午後3時00分休憩